

第5 救急救助業務

第5 救急救助業務

1 救急業務

(1) 救急業務の開始

昭和38年、救急体制を全国的に整備するため、消防法が一部改正され、救急業務が消防機関の任務に追加された。また、救急業務に関する市町村の義務、実施に関する基準等の基本的事項が併せて定められた。

(2) 埼玉県の救急業務

ア 実施体制

63市町村を管轄する27消防本部では、救急隊229隊が配置され救急業務を実施している。また、救急隊員の資格を有する職員は6,820人であり、そのうち2,045人（隊員全体の30.0%）が救急救命士の資格を有している。

イ 実施状況

令和3年中の救急出動件数は、345,741件（前年比17,963件増）、救急搬送人員は293,883人（前年比12,759人増）であった。これは、救急自動車は約1.5分に1回の割合で出動し、県民約25人に1人が搬送されたことになる。

（県の人口は、令和2年国勢調査公表値にて算出した。）

2 救助業務

(1) 救助業務の開始

昭和62年、消防法の規定に基づき、市町村が配置する救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が施行された。その後、平成18年4月に高度救助隊及び特別高度救助隊の創設に伴い、省令の一部改正がなされた。

(2) 埼玉県の救助業務

ア 実施体制

63市町村を管轄する27消防本部には、救助隊62隊、水難救助隊10隊及び山岳救助隊2隊が配置されている。また、令和4年4月1日現在、高度救助隊は13消防本部、特別高度救助隊は2消防本部において配置されている。救助業務の実施にあたっては、県防災航空隊との連携活動もなされている。

イ 実施状況

令和3年中の救助出動件数は、5,863件（前年比610件増）、救助人員は2,288人（前年比205人増）であった。